



府食第200号  
平成30年3月27日

農林水産大臣  
齋藤 健 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成30年3月22日付け29消安第6617号により貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の設定については、腐熟を行い堆肥として既に使用している食品残さを、腐熟を行わずに加熱乾燥及び搾油して普通肥料として利用するための規格の設定であり、現在ほ場において使用されている特殊肥料と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。